

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月6日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第11号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第1条、第2条関係）				別表（第1条、第2条関係）			
地方公共 団体名	機関		職員	地方公共 団体名	機関		職員
略				略			
小城市	略			小城市	略		
	出先機関	略			出先機関	略	
		小学校	校長 教頭 事務 長（学校運営支援 室長の職にある者 に限る。）			小学校	校長 副校長 教 頭 事務長（学校 運営支援室長の職 にある者に限る。）
中学校	校長 教頭 事務 長（学校運営支援 室長の職にある者 に限る。）		中学校	校長 副校長 教 頭 事務長（学校 運営支援室長の職 にある者に限る。）			
略				略			
白石町	本庁	略		白石町	本庁	略	
		町長部局	課長 専門監 会 計室長 総務係長 人事給与係長			町長部局	課長 専門監 会 計室長 総務課課 長補佐 総務係長

改正前					改正後					
太良町	略	略	略		略	略	職員係長			
			略				略			
	出先機関	略	小学校	校長 教頭		小学校	校長 教頭 事務 長（学校運営支援 室長の職にある者 に限る。）			
			中学校	校長 教頭			中学校	校長 教頭 事務 長（学校運営支援 室長の職にある者 に限る。）		
			略		略					
略					略					

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。